

令和元年 12 月 13 日

お客さま各位

呉 信 用 金 庫
理事長 向井淳滋

通帳・キャッシュカードによる「1日1口座あたりのATMご利用限度額」引下げについて

当金庫では、振り込み詐欺、偽造・盗難キャッシュカードによる被害から、お客さまのご預金をお守りするため、個人のお客さまの通帳・キャッシュカードの「1日1口座あたりのATMご利用限度額」を下記のとおり引下げますのでお知らせいたします。

記

1. 引下げ目的

令和元年8月末現在、広島県内では特殊詐欺全体の被害件数は減少傾向にあります。が、キャッシュカード手交型（騙し取る詐欺）、窃取型（すり替え窃盗）はともに件数・被害額が大幅に増加しています。現在、当金庫では窓口での声掛けや金融犯罪注意喚起デザインを採用したATM用現金封筒の活用等に努めていますが、この度、さらなるお客さまの被害防止を目的に「ATMご利用限度額の引下げ」を実施することといたしました。

2. 引下げ実施日

令和2年2月16日（日）

3. 対象となるお客さま

個人・個人事業主のお客さま

4. 対象となる取引

通帳・キャッシュカードによる「現金のお引き出し」・「お振込」・「お振替」・「デビットカードのご利用」の1日あたりのATMご利用合計金額

5. 変更内容

通帳・キャッシュカードによる1日1口座あたりのATMご利用限度額

【現状】 「100万円」または「お届けのご利用限度額」

【変更後】 「50万円」または「お届けのご利用限度額」

6. 留意事項

- (1) 当金庫ATMならびに提携金融機関ATM、ゆうちょ銀行ATM、コンビニATMでのお引き出し額、お振込額、お振替額とデビットカードご利用額を合算した金額の上限が50万円となります。窓口取引額は本引下げ限度額の対象ではありません。
- (2) ご利用限度額の「据置」をご希望のお客さまには窓口にて据置のお手続きをいたします。お手続きに必要な書類は、「通帳またはキャッシュカード・お届出印と本人確認書類」です。
- (3) すでにご利用限度額を「100万円以外」に設定されているお客さまは、引き続き、現在のご利用限度額でご利用いただけます。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)
くれしんお客様ダイレクトサービスセンター
電話番号 (0120) 27-0043
受付時間 平日 9:00~17:00
(12月31日・1月1日~3日は除きます)